

は、その1以上（男女用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）をオストメイトが利用できるフラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設置する便房を備えたものとし、又は車いすで利用できる独立した便所をこれらの設備を設置したものとする。

- (2) (1)の便房の出入口付近にオストメイトが利用できる便房であることを、(1)の便所の出入口にオストメイトが利用できる便房を設置していること又はオストメイトが利用できる独立した便所であることをそれぞれ表示すること。

- 3 高齢者等が通行しやすい歩道の整備を推進するため、特定施設整備基準に歩道に関する次の基準を追加することとした。

- (1) 次の段差を解消するための措置をすること。

ア 段差を切り下げた箇所の車道との高低差は、2センチメートル以下となるよう努めるものであること。

イ 段差を切り下げた箇所の縁石にこう配が12.5パーセント以上の傾斜又は溝を設けること、当該縁石と車道との間に段差を設けること等の視覚障害者が車道との境界を識別するための措置を講じるよう努めるものとする。

- (2) 有効幅員は、200センチメートル以上（現行150センチメートル以上）とするよう努めること。

- (3) バスの停留所が設置されている箇所、トンネル内の箇所及び沿道の土地との段差が生ずる等の理由によりこれによることが不適当な箇所を除き、段差を切り下げた箇所以外の箇所と車道との高低差は、5センチメートル以下とするよう努めること。

- 4 日本道路公団等民営化関係法施行法等の施行により、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が解散することに伴い、特定施設の建築等について知事への届出を要せず、これに代わる知事への通知を要する法人から、これらの法人を削除することとした。

●緑豊かな地域環境の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第74号）

日本道路公団等民営化関係法施行法等の施行により、本州四国連絡橋公団が解散することに伴い、一定の環境形成区域内における開発行為について知事の許可を要せず、これに代わる知事への通知を要するものとする法人から、本州四国連絡橋公団を削除することとした。

●兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第14号）

平成17年10月1日から龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町及び同郡御津町が廃止され、その区域をもって新たにたつの市が設置されること、平成17年10月24日から美嚢郡吉川町が廃止され、その区域が三木市に編入されること、平成18年2月11日から洲本市及び津名郡五色町が廃止され、その区域をもって新たに洲本市が設置されること、平成18年3月20日から加東郡社町、同郡滝野町及び同郡東条町が廃止され、その区域をもって新たに加東市が設置されること、並びに平成18年3月27日から飾磨郡家島町、同郡夢前町、神崎郡香寺町及び宍粟郡安富町が廃止され、その区域が姫路市に編入されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第15号）

災害救助法の適用を受けた災害等により主たる生計維持者を失った高校生等が、経済的な理由により修学困難とならないよう、公益信託阪神・淡路大震災遺児育英基金からの寄付をもとに高等学校奨学資金の額等に特例を設けるため、所要の整備を行うこととした。

●職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第19号）

新たに「美方郡新温泉町」及び「神崎郡神河町」が設置されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第20号）

公益法人等への職員の派遣等に関する規則別表第1に規定する派遣先団体が解散し、株式会社に移行することに伴い、職員を退職派遣する必要があることから、所要の整備を行うこととした。

規 則

西脇市、たつの市、佐用町及び新温泉町の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成17年 9 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第72号

西脇市、たつの市、佐用町及び新温泉町の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第72条の6の表県立西播磨文化会館の項及び第72条の12の表県立西播磨生活科学センターの項中「揖保郡」を「たつの市」に改める。

第73条第1項の表西播磨県民局の項、第76条第2項の表西播磨県民局企画調整部の項、第80条の表上郡県税事務所の項、第81条の2第1項の表龍野県税事務所の項及び第84条の表龍野健康福祉事務所の項中「龍野市」を「たつの市」に改める。

第86条第1項の表美方健康福祉事務所の項中「温泉町」を「新温泉町」に改める。

第87条第1項の表豊岡健康福祉事務所の款浜坂健康福祉事務所の項中「浜坂町」を「新温泉町」に改める。

第87条の3の表上郡農林水産振興事務所の項中「龍野市」を「たつの市」に改める。

第87条の4第5項中「揖保郡」を「たつの市」に改める。

第87条の4の2第1項の表龍野農林振興事務所の項中「龍野市」を「たつの市」に改める。

第87条の7第2項の表龍野農林振興事務所の款龍野農業改良普及センターの項中「龍野市」を「たつの市」に改め、同表豊岡農林振興事務所の款浜坂農業改良普及センターの項中「浜坂町」を「新温泉町」に改め、同条第4項の表龍野農業改良普及センターの項中「龍野市」を「たつの市」に改める。

第87条の8第1項の表上郡土地改良事務所の項、第87条の9の2第1項の表龍野土地改良事務所の項及び第87条の12第1項の表上郡土木事務所の項中「龍野市」を「たつの市」に改める。

第87条の13の2第1項の表龍野土木事務所の項中「龍野市」を「たつの市」に改め、同表浜坂土木事務所の項中「浜坂町」を「新温泉町」に改める。

第87条の15第1項の表所管区域の欄中「多可郡」を「西脇市 多可郡」に改める。

第87条の19の表姫路港管理事務所の項所管区域の欄中「姫路市」を「姫路市 たつの市(平成17年9月30日における揖保郡御津町の区域に限る。次条において同じ。)」に改め、「揖保郡のうち御津町」を削る。

第87条の20第1号中「揖保郡御津町」を「たつの市」に改める。

第130条の表龍野保健所の項中「龍野市」を「たつの市」に改める。

第131条の2の表豊岡保健所の款浜坂保健事務所の項中「浜坂町」を「新温泉町」に改める。

第136条の6第2項の表西播磨食肉衛生検査所の項中「揖保郡新宮町」を「たつの市」に、「龍野市」を「たつの市」に改める。

第136条の7の表所管区域の欄、第136条の11第2項の表龍野支所の項、第142条の表姫路こども家庭センターの項及び第232条の表姫路家畜保健衛生所の項中「龍野市」を「たつの市」に改める。

(兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)

第2条 兵庫県港湾施設管理条例施行規則(昭和36年兵庫県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第4備考2中「加古川市」の右に「、たつの市」を加える。

(建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部改正)

第3条 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号エを次のように改める。

エ 美方郡新温泉町のうち、春來、桧尾、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山、飯野、千原、鐘尾、千谷、宮脇、内山、越坂、海上、前、石橋及び岸田の区域

第11条第2項第2号中エ及びオを削り、カをエとし、同号にオとして次のように加える。

オ 美方郡新温泉町のうち、春來、桧尾、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山、飯野、千原、鐘尾、千谷、宮脇、内山、越坂、海上、前、石橋及び岸田の区域を除く区域

(公舎管理規則の一部改正)

第4条 公舎管理規則(昭和42年兵庫県規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1西播磨地区の項中「龍野市」を「たつの市」に改める。

(都市計画に関する手続等を定める規則の一部改正)

第5条 都市計画に関する手続等を定める規則(昭和45年兵庫県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「龍野市、滝野町及び新宮町」を「たつの市及び滝野町」に改める。

(兵庫県立西はりま天文台公園管理規則の一部改正)

第6条 兵庫県立西はりま天文台公園管理規則(平成2年兵庫県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第15条中「大撫山開発一部事務組合」を「佐用町」に改める。

(兵庫県立東はりま時計の丘公園管理規則の一部改正)

第7条 兵庫県立東はりま時計の丘公園管理規則(平成5年兵庫県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第15条中「黒田庄町」を「西脇市」に改める。

(兵庫県立飛行場管理規則の一部改正)

第8条 兵庫県立飛行場管理規則(平成6年兵庫県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「温泉町」を「新温泉町」に改める。

(兵庫県立但馬牧場公園管理規則の一部改正)

第9条 兵庫県立但馬牧場公園管理規則(平成6年兵庫県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第14条中「温泉町」を「新温泉町」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第73号

福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福祉のまちづくり条例施行規則(平成5年兵庫県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1の部2の款に次のように加える。

(4) 自動回転扉	外周の固定された部分の内側の直径又は短径が3メートルを超える自動回転扉(以下「大型自動回転扉」という。)は、次のいずれにも該当するものとする。 ア (1)に該当する外部出入口の戸の1として設けるものであること。 イ 回転する扉の外周側の端部の回転速度を毎秒35センチメートル以下で運転できるものであること。 ウ 大型自動回転扉の付近に(1)のイの戸に誘導するための情報その他当該外部出入口を円滑に利用するための情報を、文字、点字又は音声により提供する案内板その他の設備を設けること。
-----------	---

別表第3第1の部9の款(1)の項イ(㊦)中「(4)」を「(5)」に改め、同款中(6)の項を(7)の項とし、(3)の項から(5)の項までを(4)の項から(6)の項までとし、(2)の項の次に次のように加える。

(3) オストメイト が利用できる便 房	ア 医療施設、官公庁施設、図書館等、物品販売業を営む店舗、飲食店、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場又は展示場である建築物で用途面積が10,000平方メートル以上であるものの便所にあつては、その1以上(男女用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上)を人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者(以下「オストメイト」という。)が利用できるフラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設置する便房を備えたものとし、又は(1)のイに該当する便所をこれらの設備を設置したものとする。 イ アの便房の出入口付近にオストメイトが利用できる便房であることを、アの便房の出入口にオストメイトが利用できる便房を設置していること又はオストメイトが利用できる独立した便所であることをそれぞれ表示すること。
----------------------------	---